

国民健康保険税課税限度額の見直しについて

資料 3

1. 課税限度額

国民健康保険税についても、他の目的税と同様に、応能原則の適用に一定の制限を設ける必要から、課税の最高限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定することにより、被保険者負担の上限を抑える方法がとられている。

日高市の課税限度額 (単位: 万円)

区 分	平成30年度	政令
医療給付費分	54	58
後期高齢者支援分	19	19
介護納付金分	16	16
合 計	89	93

近隣市の状況(医療給付費分) (単位: 万円)

	政令	日高市	川越市	所沢市	飯能市	東松山市	狭山市	入間市	富士見市	ふじみ野市	坂戸市	鶴ヶ島市
27年度	52	51	51	51	51	51	44	51	51	51	51	51
28年度	54	51	52	51	52	52	52	52	51	52	52	52
29年度	54	52	54	54	52	54	52	54	52	54	54	54
30年度	58	54	54	54	54	54	52	54	54	54	54	54
31年度予定			58	58	58	58	52	58	58	58	58	58

2. 課税限度額改正による影響

影響見込み額(増収額)	5,470,000 円
影響世帯数	148 世帯
影響世帯の所得額 (40歳以上夫婦に子1人)	7,390,000 円以上